

盛岡広域振興局長告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年11月30日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

理事

高 橋 公 雄 岩手郡雫石町鶯宿第10地割21番地52